

Title	James George Frazer, Folk-lore in the Old Testament-studies in comparative religion, legend and law
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1921
Jtitle	史学 Vol.1, No.1 (1921. 10) ,p.169- 170
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	東西新史乗
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19211000-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た、即ちシイボルトと自分の請求を許可する旨を認めてあつたのである。それで自分も始めて辭職の決心を離へすこととなつた』

因にサトウ氏は一八八七年にパリスタアになつた『フーズフー』に見えて居るが暹羅から歸國した際當年の素志を遂げて試験に及第したと思はる。(田中萃一郎)

James George Frazer: Folk-lore in the Old Testament-Studies in Comparative Religion, Legend and Law. 3 vols. London, 1918.

Folk-lore は現在に於て民傳又は民俗として譯し、その學問を民傳學又は民俗學と呼んでおる。先に金の小枝 “The Golden Bough” 十巻の大著を著してラテン民族の古俗を闡明したフレイザーは、此度標題の如き書物によつてヘブライ民族の民俗學的研究を公けにした。

一體民俗學は、文明民族がかつて經歷した未開時代の遺習 “Survivals” を他の現存野蠻人の習俗と比較して説明せんとする學問である。従つてその研究に於ては類例の蒐集といふ事が特に重んぜられておる。フレイザーの著書は此種の蒐集の最も代表的のものであつて、その一項一項に關し他民族に於ける類例を殆ど網羅し盡し、恰も民俗學の字引たる觀がある。

東西新史乘

本書もその例に洩れず、ヘブライ民族の間に存せし古代生活の根柢を擧ぐると共に世界各地の民族の多數な類例を掲げ、容易に外國の材料に接する事の出來ぬ吾人に多大の便益を與へて呉れる。

たとへば大洪水(創世記六、七、八、九章)の訃話は海から遠き山上に見る化石を發見した未開人の驚異からと、又實際に遇へる海嘯・汎濫の記憶から、誘起されたものらしい。マピロニア・ヘブライの洪水傳説も恐らくチゲリス、ユーフラト河の洪水に起因するものであらうと云ふており、又ヤコブの相續權乃ち末子相續權(同第二十章)に關してもヤコブが父及び兄を騙して家長權を相續せるは古くユダヤ民族中に普通であつた末子相續權の反映であらう。末子相續の起るのは遊牧及び農業の移住的組織の民族に於て、子供は生長すると兩親の家を捨て他に移住し、末弟が家に残つて兩親を養ふ結果であると論じて居る。

又ヤコブと山羊の羔の皮(同第二十七章)なる題下に於てヤコブが盲ひたる父を騙かんがため山羊の羔の皮をもつて己の手頭を滑澤るる所を掩ひ、兄の如く毛深く見せかけ、父の祝福を得たのは、恐らく弟が長子の權を襲ふ場合山羊から新たに生れる儀式を行つた古代の風習の反映であらう。此儀式はヘブライ人の間に於てたゞ山羊を屠り、その皮の片を更生すべき者の身體に附するといふ省略せられた形式に於て存し、マイナルの物語者は此儀式を誤り傳へたのであらうと云つておる。

又ヤコブの結婚(同二九章)なる題下に於てヤコブは母の兄ラバ

ンの女レアとラケルの二人と結婚した。かやうな、從兄弟同志の結婚は、多くの人種の間には普通に行はれる風習である。しかし兄弟同志の子又は姉妹同志の子の間には結婚は許されぬ。必ず一方が兄弟の子であり、一方が姉妹の子である事を要件とする。之は恐らく女が大切な經濟的要素であり、何れも之を手放すを嫌つた時代、互ひにその姉妹を交換する結婚風習が存し、然してその結果兩夫婦の子も自然又相互に結婚しあふ様になつたためであら

う。その場合、兄弟同志、姉妹同志の子は異族結婚の慣習から結婚が禁ぜられておるのである。

フレイザーは此等の結論を證明するため難しき材料を蒐集しておる。本書の寫ぶべきはこの材料の廣汎なる點にあつて此點に於て本書は今世界に日の没する所なき大版圖を有し、無數の異民族を包有する、英帝國の好個の記念碑として不朽に傳はるべき名著の一であらう。(松本信廣)